# 令和4年度第2回区長会議 議事要旨

開催日時: 令和4年6月18日(土) 午前9時30分から午前11時ごろ

開催場所: 多治見市産業文化センター 5階大ホール

出席者 : 区長(50名)、市長、市議会議長、区長会事務局

欠席者 : なし

会議内容

1 区長会長あいさつ

2 市長あいさつ

3 市議会議長あいさつ

4 議題

区長会長 本日の区長会は、午前11時終了予定で進めさせていただく。

会議に先立ち、市役所担当課の議事の説明はできるだけ簡潔にお願いしたい。あわせて区長のみなさまの質疑についても、できる範囲で簡潔明瞭にしていただくようご協力を求める。

また、区長のみなさまが質問・発言される場合は大きく挙手をお願いする。こちらから指名後、事務局がマイクを持参するため、その後区の番号を言ってから発言願う。

## 【区長への作業・提出依頼】

(1)敬老事業対象者名簿の配付と交付金申請について(依頼)

**区長会長** 「議題1:敬老事業対象者名簿の配付と交付金申請について(依頼)」について説明を 求める。

## 高齢福祉課 議題1 (資料1)

本日お願いしたいのは2点である。

1 点目、各区において開催される敬老事業の参考資料として、本日名簿の配付をしている。①個人情報外部提供決定通知書、②80 歳以上の対象者名簿2部、さらに依頼があった区については、③75~79 歳の対象者名簿2部を加え、配付しているので確認願う。

本名簿については、令和4年4月1日現在の住民情報を基に作成している。現状と乖離があることを予めご了承願う。また、各地区において、町内会のお付き合いの関係で、細かい部分では反映仕切れていない場合もある。各町内会で再度対象者を確認いただきたい。何卒よろしくご理解願う。

また、敬老事業対象者名簿受領書ということで、A5版の紙を1枚配付している。こちらについては、本日の会議終了後、署名の上、机上に置いてお帰り願う。

2点目、交付金の申請についてである。提出いただくのは、補助金等交付申請書、敬 老事業の計画書、補助金の前渡請求書の3点である。申請については、7月15日(金) までに、駅北庁舎にある高齢福祉課まで提出いただきたい。

また、交付金の金額については、80歳以上の対象者の方、一人あたり 2,000円、これまでと同様に対象人数分の金額を区の指定の口座に7月末頃に振り込む予定。

続いて2ページになるが、敬老事業が完了したら、交付金の精算をしていただく。こちらについては、10月上旬ごろに、区長へ報告書の様式を送付させていただくので対応をお願いしたい。

- 「3 その他」であるが、敬老会等を各区で開催する際に使用する、案内状や封筒の準備をさせていただく。必要とされる区については、別紙 $1\sim3$ の案内状を参考にどの文面のものが必要か、「敬老事業計画書」の中段に希望の有無を記載する箇所があるため、そちらに記載の上、要望いただき用意させていただく。
- 「4 注意事項」については、本日配付した名簿の取扱については、十分留意願いたい。

また、記念品等の取扱については、現金の配付は不可としているため、再度確認願う。 申請書様式等については、市役所ホームページのトップページ、申請書のダウンロー ドというところから、ダウンロードできるようになっているため、活用いただきたい。 その他、詳細な質問等については、直接高齢福祉課までお寄せいただきたい。

**区長会長** 議題1:「敬老事業対象者名簿の配付と交付金申請について(依頼)」について、質問 はあるか。

**区長** 「4 注意事項」の記念品の内容で、品物を想定しており、クレジット会社のギフトカードのようなものは不可とある。例えばバローとかユニーの商品券はどうか。

**高齢福祉課** 資料にも記載しているが、商品券は対象としている。ただし、クレジット会社のギフトカードについては、現金に近い部分があるため、不可としているため、ご遠慮いただきたい。

**区長** 敬老事業対象者名簿については、区長会議の場で受け渡しとの説明であったが、その 認識で良いか。

高齢福祉課 その通りである。本日の区長会議の場で対象者名簿を机上に配付している。 区長 本日の会議に先立ち、直接高齢福祉課から対象者名簿を受け取った。したがって、私

の区は机上に対象者名簿がないため、受領書を記載することができない。

事前に名簿を受け取りたいとの話を受けたが、本日、6月18日の区長会議まで待っていただいたところ。それでもというお話であったため、何とか準備ができた6月17日に個別にお渡しさせていただいたところ。この件については、個別に対応させていただく。個別に対応しているところがある旨も説明願う。

**高齢福祉課** 基本的には本日の区長会議で配付させていただいているので、そのようにご理解いただきたい。

**区長会長** 敬老事業対象者名簿については、本日机上に配付していただいている。しかし個別に 区からお願いがあり、昨日配付されたとの説明であった。詳細については、担当課から 説明させるので了解願う。

他に質問はあるか。

区長 質問なし。

# 【区長への周知】

高齢福祉課

区長

(2)市内一斉清掃について(お礼)

区長会長 「議題2:市内一斉清掃について(お礼)」説明を求める。

環境課 議題2(資料2)

去る6月5日(日)に実施した市内一斉清掃では、たくさんの市民のみなさまにご参加いただき、また、大きな怪我をされた方もなく、無事に実施することができた。深くお礼申し上げる。

また、区長様のご理解ご協力をいただいたこと重ねてお礼申し上げる。

当日のごみの回収量については、可燃ごみが約84トン。パッカー車にして約34台分

を回収したので報告させていただく。

今後も市内美化活動にご理解ご協力をお願いする。

また、地域清掃を実施される際には、ごみ収集に伺うため、事前に三の倉センターへ ご連絡いただくようお願いする。

区長会長

議題2:「市内一斉清掃について(お礼)」、質問はあるか。

区長

われわれの清掃区域が土岐川周辺である。川の清掃をしようとすると非常に草が生い茂っており、地域の方から、一斉清掃の前にある程度草を刈っていただくことができないかとの意見が出ている。タイミングをあわせていただくと、より、一斉清掃できれいになるのではないかと考えるがいかがか。

市長

土岐川はご案内のように国土交通省が管理している。今いただいたような意見は毎年いただくため、なんとか「私たちが行う市内一斉清掃にあわせて、国土交通省の草刈りを業者に発注できないか」という要望を市長から伝える。今回はタイミングがなかなか合わなかった。今日いただいた意見はしっかりと念頭におき、来年度は例えば、1週間前に草刈りを発注し作業が終わっているという状況であれば、一斉清掃の作業がしやすいということを国土交通省庄内川河川事務所に伝える。

市の管理している川であれば調整できるが、国土交通省は大きな組織であるため、その通りにならない場合もある。それも踏まえた上で、しっかりと意見は伝えさせていただく。

区長会長

一斉清掃に参加し、その後引続き区の会議があったため、ごみの集積場が併設された 集会所へ行った。そのごみの集積場には、一斉清掃で収集されたごみが非常にたくさん 積んであった。

翌日、私の地域は一般の燃えるごみの収集日であったため、こんなに一斉清掃のごみがあると、明日、困るのではないかと心配していたところ、10時ごろだったかと思うが、収集車とともに環境課の職員も一緒に来所し、収集していってくださり、非常に安心した。

また、非常に早い対応にありがたいと感じたところである。

今後の地域清掃の際にも同様に速やかな対応をお願いしたい。

他に質問はあるか。

区長

質問なし。

## 【区長・町内会長への作業・提出依頼】

(3)地域における健康づくりの推進について(周知)と地域集会所での禁煙標識掲示について(確認依頼)

**区長会長** 「議題3:地域における健康づくりの推進について(周知)と地域集会所での禁煙標 識掲示について(確認依頼)」について説明を求める。

**保健センター** 議題3 (資料3)

2点お願いする。

まず、1 点目は地区で健康づくりに関するイベント等を企画する際に、地区担当保健師がお手伝いさせていただきたいのでお声かけ願うというもの。地区担当保健師は裏面に記載のとおり小学校区毎に担当保健師を配置している。

実際どのようなことをお手伝いできるかというと、簡単な健康チェックである。血管 年齢とか、体の筋肉量や脂肪量を測るとかいった健康チェック。その他、食事や口のケ アに関する講話や健康体操等がある。 保健センターでは、市の健康ハッピープランという計画に基づいて食生活や運動、喫煙対策をしているが、そのモデル地区として脇之島地区で活動をしていただいているため、総務会長の第34区区長に少しご紹介いただきたい。

### 第34区区長

健康ハッピープランについては、平成25年度に、第34区が多治見市のモデル地区に指定された。

そこで、健康ハッピープランモデル地区連絡会を設置し活動している。この連絡会は、 自治会、ふれあいセンター脇之島、脇之島公民館活性化委員、民生委員、健康づくり推 進員、食生活改善推進員、ラジオ体操連盟など、14 名程度で組織している。

活動は、自治会やふれあいセンター脇之島が開催する軽スポーツ運動、歩こう会等、健康推進行事に参加し、健康チェック、例えば、ウォーキング前の血圧測定、脈拍測定、血管年齢測定などを行っている。

また、減塩味噌汁、豚汁の提供など、食生活の改善のPRも行っている。

令和2年度からコロナ禍の影響を受け食生活改善の活動を中止していたが、本年度は 開催している。

また、運動の習慣化の推進として、第3日曜日を家庭の日とし、ラジオ体操を実施している。その他、最近、子ども会がなくなってしまったことから、モデル地区連絡会が中心となり夏休みの7月21日から31日まで11日間のラジオ体操も行っている。

その他、たばこの吸い殻拾いについては、別の組織が地区の吸い殻拾いをおこなっている。

多治見市内で高齢化率が最も高い当地区であるが、高齢者に発生しやすいフレイル「加齢に伴い心身の老い衰えた状況」であるが、そのフレイル予防の推進もしている。

以上、そのような活動を1年間行っている。

#### 保健センター

ご紹介に感謝申し上げる。今後も保健センターは、地域のみなさまの健康づくりに対し、少しでもお役に立ちたいという気持ちでいるので、ご活用いただきたく、よろしくお願いしたい。

続いて2点目、地域集会所での禁煙標識掲示について確認をお願いするものである。

今から2年前、令和2年4月に多治見市望まないたばこの被害から市民を守る条例が施行され、公民館等、公の施設は禁煙となっている。そのときに、各区、各町内会で管理している地域集会所に禁煙標識掲示のご協力をいただいたところである。今回お願いするのは、条例施行から2年以上経過したため、劣化などで新しい標識に替えたいという場合に、保健センターまでお知らせくださいというものである。ご要望いただいた場合は、次回の区長会議の場で新しい標識をお渡しさせていただく予定。

2枚目の資料を確認いただきたい。

B4サイズのもので、屋内禁煙と敷地内禁煙の2種ある。どちらか選んでいただき、要望いただきたい。なお、可能な範囲で敷地内禁煙も取り組んでいただけたらありがたい。

続いて3枚目の資料である。こちらが、区長から保健センターへ報告いただく連絡票である。必要な枚数を記載いただき、FAX又は電話で連絡いただきたい。期限は7月末までで、次回8月の区長会議で配付させていただく。必要ない場合の連絡は不要である。

最後に、4枚目は町内会長にお渡しいただく資料で、本日封筒に入れ、町内会長分を 用意しているため確認願う。

お手数をおかけするが何卒よろしくお願いしたい。

**区長会長** 議題 3:「地域における健康づくりの推進について(周知)と地域集会所での禁煙標識 掲示について(確認依頼)」について、質問はあるか。

**区長** 禁煙標識は、紙か。

**保健センター** 紙をラミネートした標識をお渡しする予定。

**区長会長** 他に質問はあるか。

**区長** 特になし。

## (4)街頭消火器の点検等の協力について

区長会長 「議題4:街頭消火器の点検等の協力について」説明を求める。

消防総務課 議題4(資料4)

日頃は消防行政にご協力を賜り厚くお礼申し上げる。

街頭消火器は多治見市が設置しており、地域のみなさま方の初期消火に利用していただけるよう、市内に約3,200本設置している。

昨年度から、地域のみなさまに年に1回点検をお願いしている。今年度についても地域防災力向上の一環で、設置場所の確認や点検の協力をお願いするものである。

お願いする理由であるが、2点ある。

1 点目は地域のみなさまに設置場所の確認をしていただくことで、迅速な初期消火が可能になると考えている。

2点目は、平時の点検で、不備への早期対応が可能になるということである。

本日、現物を持参している。街頭消火器、それからそれを収納する消火器収納箱。当該収納箱には、「多治見市」と記載があり、それが「多治見市が設置している」という目印になる。「多治見市」の記載がないものは、地域の方や自治会が独自に設置しているものとなるため、今回の点検の対象にはならない。

それから、消火器は、初期消火に非常に有効なものである。みなさまに使っていただくために街頭消火器は設置されているため、今回点検いただくことで、場所の確認、使用できる状況であるかどうかの確認をお願いしたい。

今回お願いする内容であるが、お手元に水色のファイルを配付している。この中には、 街頭消火器の一覧表、点検要領、設置場所を記載した地図、最後に点検表が入っている。 これらに基づき点検をお願いしたい。

点検については、まず収納箱。変形していないか、扉はしっかり開け閉めできるか等を確認いただきたい。続いて消火器本体については、上の部分に黄色のピンがあるが抜けていないか、それからホースに亀裂等がはいっていないか、そういったところを点検・確認願いたい。

特に使用済みの消火器というのは、黄色のピンが抜けているものが多いので、そういった点を確認いただきたい。

資料裏面を確認いただきたい。点検が終了した場合は、お近くの消防署で構わないため、点検表を提出いただきたい。

また、点検する中で不備を発見した場合は、管理番号と不備内容を直ちに電話等でお知らせいただければ、交換等をさせていただく。例えば収納箱を開けたら消火器がなかった等があれば、速やかにお知らせいただきたい。

点検の実施回数、点検期日であるが、年1回、12月末までに点検いただけるとありが たい。中には、既に点検を終えてしまっている区もあると思うが、引続きよろしくお願 いしたい。 最後に点検の結果の報告については、年度末ごろに区長様宛にどういった対応をした かについて郵送で報告させていただく予定。

区長会長 議題4:「街頭消火器の点検等の協力について」、質問はあるか。

**区長** 街頭消火器の点検は昨年度からということであるが、毎年実施するのか。数年に1回

と思っていたがどうか。

**消防総務課** 町内会の役員様方が1年で交代されるところも多いと思う。毎年点検することで、市

民のみなさま方に街頭消火器の周知ができるのではないかと考える。

**区長** 街頭消火器が地域によってはたくさんあるため、昨年度も点検したのにという声も挙

がっている。今回毎年ということを再度確認したため、今後は定例事業としてしっかり

毎年であることも含め案内していきたいと思う。

**消防総務課** 毎年実施していただきたいのでよろしくお願いする。

**区長会長** その他質問はあるか。

**区長** 総務会でも発言させていただいたが、毎年点検するということであれば、区長を始め、

役員が早めに場所を把握してもらった方が良い。そうすると、12月末までではなくて、 4月の区長会議で依頼し、それから3か月ぐらいの間に実施してもらった方が良いので はないか。趣旨としては、町内の方々に街頭消火器がどこにあるか、それを知ってもら

うことが一番だと思うので、検討いただきたい。

**消防総務課** いただいたご意見も踏まえ、今後に向け検討させていただく。

**区長** 私の区も役員で街頭消火器の点検を行っているところであるが、昨年点検し不備があ

ったところを速やかに交換していただいた。したがって、時期はともかく、年1回は必

ず点検するというのは良いことだと思う。

**消防総務課** 期日は12月末までとしているが、それぞれみなさま方が集まれる時期に行っていただ

き、12月より前でも構わないので、点検結果をお知らせいただきたい。

**区長** 昨年度、点検したところ、町内にある街頭消火器収納箱の足の部分が腐って傾いてい

るものがあった。それに対する点検結果報告が、「対処します」というものであった。「対処しました」という結果の報告は受けていない。それは個別のことなので、後日でも構わないが、その点は年度内云々かんぬんということはあるかもしれないが、昨年度の調

べた結果として、しっかり報告いただきたい。

区長等も年度で変わるため、年度内にしっかり対処した結果をお知らせいただきたい。

消防総務課 ご指摘いただいた件については、資料に記載のあるとおり、年度内にいただいた点検

結果への対処の結果報告をしたいと考えている。どのような措置をしたかについてもあ

わせてお知らせさせていただく。

**区長会長** 他に質問はあるか。

**区長** 質問なし。

#### 【区長・町内会長への周知】

(5) 救急講習の受講について(依頼)

区長会長 「議題5:救急講習の受講について(依頼)」説明を求める。

救急指令課 議題 5 (資料 5)

コロナ禍で、救急講習が三密になりやすいということで、従前のご案内を見合わせていたところであるが、社会活動の復活状況を踏まえ、感染防止対策をしっかりした上で、救急講習の再開をしていきたいと考え、改めて案内させていただくこととした。

講習の種類については、資料の中段に記載させていただいているが、心肺蘇生法やA

EDの取扱方法をまず学んでいただくという、入門コースのご案内をしている。

講習の申込みについては、お近くの消防署に救急担当がいるため、お問い合わせしていただければ対応させていただく。

みなさまのご協力をお願いする。

**区長会長** 質問を受ける前に、これについては、対象者とどの期間でいつ受付をしてもらえるの かを説明いただきたい。

**救急指令課** 対象は成人もしくは子どもを含めてでも大丈夫である。期間については、設定をしていないが、申込みが重複する場合は、調整させていただきたい。

区長会長 議題5:「救急講習の受講について(依頼)」質問はあるか。

**区長** 防災訓練の際に、消火器の取扱方法のコースをお願いし、実施していただいた。救急 講習についても防災訓練の際に同時にお願いすることは可能か。

**救急指令課** 事前にご連絡いただければ可能である。

**区長会長** 他に質問はあるか。

区長 質問なし。

## (6) 地域の防犯カメラ設置を支援します!

**区長会長** 「議題6:地域の防犯カメラ設置を支援します!」について説明を求める。

くらし人権課 議題6(資料6)

防犯カメラの設置に関する費用の一部を補助する制度である。

この補助制度は、令和2年度から令和6年度までの5年間限りとなっている。これまでに9団体にご活用いただいているが、是非この機会にご検討いただき、ご活用いただければと思う。

補助対象団体は、区又は町内会。

補助対象経費は防犯カメラの購入設置費又はレンタル設置費。補助率は 1/2。補助限度額は一団体あたり 60 万円が上限額となっている。設置台数の制限はないが、防犯カメラ 1 台あたり 15 万円が上限である。

次回の第3回区長会議において詳細を説明させていただく予定ではあるが、原則として事業実施の前年度、9月末頃までに事業実施計画書を提出いただき、翌年度に工事実施という流れになる。詳しくは資料裏面を確認いただきたい。

まずは、区又は町内会で来年度、防犯カメラの設置を行う必要があるかどうか、この 点についてご検討いただくようお願いしたい。

本資料については、町内会長用の分を用意し、封筒に入れ配付しているため、区の役員会等で活用いただきたい。

なお、本日ロビーに、補助金交付要綱、規約例、防犯カメラの設置事業者のパンフレット等を配置している。こちらを参考にしていただければと思う。

なお、既に昨年度計画書を提出いただき、今年度中に設置する予定で準備を進めている区、町内会がある場合は、一度、くらし人権課までご連絡いただきたい。

なお、犯罪発生時のより迅速な対応に寄与するよう、防犯カメラの設置をした団体や 設置を検討している区、町内会名については、必要に応じて多治見警察署に情報提供す るため、予めご承知おきいただきたい。

区長会長 議題6:「地域の防犯カメラ設置を支援します!」について、質問はあるか。

**区長** 防犯とあるが、この犯罪の種類というか、ごみステーションで、ごみの収集日以外に ごみを捨てられる事例が多発していて、そういうのは不法投棄の一つであると考えられ るため、一つの犯罪であると考えている。こういったことを防止するための防犯カメラ の設置も対象となるのか。

くらし人権課

ご質問に感謝する。防犯カメラ設置事業補助の趣旨としては、主に道路を映すもので あることとなっているため、まずは、道路が撮影できるもので、その範囲の中にごみス テーションが入っているということであれば、補助対象経費として問題ない。

区長 ごみステーションだけではだめということか。

市長 ごみステーションも含めた範囲を撮影するということで可である。

区長会長 他に質問はあるか。

区長 質問なし

## (7) 地域集会所施設整備等補助金の活用について(周知)

区長会長 「議題7:地域集会所施設整備等補助金の活用について(周知)」の説明を求める。 くらし人権課 議題7 (資料7)

> この補助制度は令和4年度まで補助を拡大していたが、令和5年度から補助率等が変 更になる。また、直近5年以内に改修工事を行った場合、つまり、平成30年度から令和 4年度に本補助制度を活用した場合は、令和5年度は補助の申請をすることができない ので、ご注意いただきたい。参考までに平成30年度から令和3年度までの補助金活用状 況を添付しているため、確認いただきたい。

> 区又は町内会で管理されている地域集会所で、改修の必要がある場合には、条件を再 確認の上、補助制度の活用を検討願う。

> 補助制度の概要については、1「補助制度の概要」にあるように、令和4年度までは、 補助率が2分の1であったが、令和5年度からは、3分の1に、また、補助限度額が300 万円から 200 万円になるなど、令和4年度まで拡充されていたものが、従来の補助に戻 る。

> 改修等にかかる制限も補助拡充前に戻る。令和5年度に工事を実施したい場合は、今 年度事業計画書を提出する必要があるが、補助率等を確認の上、事業計画書を提出願う。 令和5年度の補助金活用の流れについては、裏面の通りとなる。

> 令和5年度に改修する場合の事業計画書の作成などの詳しい手続きについては、次回、 8月開催の第3回区長会議で説明を行い、依頼する予定。9月から10月上旬にかけて提 出いただく方向で予定しているため、まず、改修の必要性があるかどうか、補助の活用 ができるかどうかを区、町内会で検討いただくようお願いする。

> なお、今年度の工事については、令和3年度に事業計画書を提出いただいているもの のみとなり、それ以外は緊急を要する場合を除き認められないのでご理解いただきたい。 不明な点等あれば、くらし人権課へご相談願う。

区長会長

区長

「議題7:地域集会所施設整備等補助金の活用について(周知)」質問はあるか。

結論からいうと、お願いである。補助拡充制度の延長を考えていただけないかという こと。私の区は本当に小さな区になってしまった。小さな区であるが、逆に区民のみな さんは、小さな区に誇りをもち、余計に愛着を持っているように感じている。そうした 中で、集える場は限られていて、地域にある公民館がこれまで補助をいただいて、雨漏 りの解消や内壁の改修を行ってきた。小さな区であるため、なかなか予算も厳しいもの がある。そういった理由で、なんとか区民のためにこういった補助拡充制度を延長して いただけると大変ありがたい。なんとかお願いしたい。

区長からいただいた要望は、市長としてしっかり受け止めさせていただく。 市長

その上で、結論から申し上げると、期限を区切って行ってきたことをもう少し延長し て欲しいといったときに、この区長会議の場にいる人たちが、「そうだよね、良いよ」と 言っていただければ、市役所として、延長すると言うことはやぶさかではない。防犯灯 のLED化を進めてきた。これは当初、補助期間は5年間であった。その5年の期間内 に取り組むことが難しかった小さな区から、さらに延長の要望があった。延長の要望が あったときに、この区長会議の場で、全会一致で「延長が良いよね」となり、市役所と して延長することはやぶさかではないとなった。

なぜ、こういった補助制度を、期限を区切って行うかというと、無期限で行うといつ まで経ってもなかなか進まないというようなことがあって、期限を設けている。

ただ、期限を区切ったものが、絶対的なものではない。もう少し期限延長という要望 があったときには、この区長会議の中で議論していただいて「そうだね、なるほど」と いうようなことであれば、延長ということも行うことができる。

今、延長という要望があった。それから市長から、方針についての話があったが、他 区長会長 に意見等はあるか。

区長 空調設備についてで、「天井工事と併せて行う場合のみ対象」とあるが、これはどうい う意味か。

くらし人権課 元々の制度は、天井埋め込み型のエアコンについては大型であるため、それについて は、補助を行うというものであった。しかしこの拡充期間中は、家庭用エアコンのよう な壁掛け式の空調設備についても対象にしようというものであった。

> ただ、この拡充期間5年間で終了するため、来年度以降は、天井埋め込み型以外は対 象外になるということである。

つまり、天井についているエアコン以外は、「だめ」ということか。

くらし人権課 令和5年度から、天井埋め込み型のエアコン以外は対象にならないという制度に戻る ということである。

> 「天井埋め込みのエアコンではなくて、普通の家庭にあるような壁掛けのエアコンで 良いじゃないか。なんでそんなことを言うのか。」というようなことが全会一致で「どー ん」と市役所に言っていただければ、私たちはその意見を聞きます。何でそういうよう なことをいうかというと、埋め込みのものは一度設置したら、絶対動かせないけれど、 市役所の職員は少し疑う。家庭用のエアコンを対象にすると、万が一外してしまったら どうするのだろう?そういうようなことがあって、こういうルールを作っている。

> この区長会議の中の議論で「天井埋め込みでなくて、普通の家庭と同じエアコンでも 補助を延長すれば良いのではないか」というようなことを区長のみなさんでお決めいた だければ、私たちは補助の延長を決断する。

趣旨はわかった。であるが、家庭用エアコンで壁掛けとか置き型とかある。天井埋め 込み型とは差がある。

> 冷房と暖房を行う機械であれば、天井に埋め込もうと、壁にかけようと、床に置こう と補助すれば良いではないか、と区長会の場で、全会一致で決めていただき、市役所に 出していただければと思う。

今ここで決めていただければ私たちは制度の切り替えを行う。

区長 わかった。

区長会長 地域集会所の補助制度については、今年で補助拡充期間5年間が終了する。この場の かなりの区が、この制度を活用し地域集会所の改修工事を行っている。

そうした中で、まだまだ改修が必要なところがあり、改修が完了していない自治会も

区長

市長

区長

市長

ある。

そこで、この制度拡大の延長については、区長会全体の総意であれば、市長へ要望書の提出をしたいと思う。

今後、幹事会が中心となって要望案をまとめ総務会、区長会議に諮った上で、市へ要望書を提出したいと思うが、いかがか。

【賛同の拍手が多数あり】

**区長会長** それでは要望書をまとめることとする。よろしくお願いする。

## 【区長会事業】

(8) 区長会会費の納入及び協賛金の協力のお願いについて

**区長会長** 「議題8:区長会会費の納入及び協賛金の協力のお願いについて」の説明を求める。 **区長会事務局** 議題8(資料8)

(くらし人権 最初に区長会会費についてであるが、当該会費は、中止となってしまったが、第1回 課) 区長会議の後に予定していた区長会交流会の会費や、総務会交流会の会費、視察研修の 会費を想定し、例年、出欠の有無に関わらず年度当初にまとめてお預かりしている。

> しかし、昨今の新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえると、これらの催事の開催 是非がぎりぎりまで不明であり、このような状況下で事前に徴収したとしても、全額返 金となる可能性もある。そこで、今年度については、年度当初の徴収は行わず、催事開 催がある程度決まった段階で、その都度参加費を徴収する形にしたい。なお、視察研修 については、11 月から 12 月初旬頃の予定で企画したいと考えている。希望される行き 先等があれば、区長会事務局までお寄せいただきたい。

> 続いて、協賛金であるが、現在協力依頼を2件いただいているので、お知らせすると ともに、協力のお願いをさせていただく。

> まず、消防友の会であるが、消防友の会とは、消防職、消防団員を物心両面から支援、 激励する目的で設置された会で、区長のみなさまには区の代表として会員になっていた だいている。また、区長会の幹事のみなさま、総務区長については、会の役員も務めて いただいている。

> その消防友の会の会費への協力をお願いされているところであり、その会費は、消防 団の激励や火災予防ポスター等の作品展の記念品費用等で活用しているところである。

> 消防友の会の規程第6条に基づき、1口1,000円以上の会費の納入を依頼されている。 例年、区長会を挙げて消防団の活動を応援しようという考えから、2口2,000円の協力 を各区にお願いしており、令和4年度も引続きお願いしたい。

> 続いて多治見まつり協賛金である。こちらについては、会議冒頭にあいさつをされた 多治見DMOが中心となり、武者行列に加え、小学生や幼稚園児による鼓笛隊やダンス チーム等も参列し、11月3日に盛大に開催される。

> 区長会としても、区長会長が実行委員長として、幹事区長は委員として、準備の段階からいろいろご意見を寄せたり、戦国武将に扮し、武者行列の一員になっていただいたりと様々な形でご協力いただいているところである。

区長会としても全区を挙げて、全市のお祭りとして多治見まつりを盛り立てていこう ということで、例年協賛金を寄せている。

多治見まつりの協賛金については、1 口 10,000 円となっているが、それぞれの区が 10,000 円ずつ協賛するのは、負担も大きいため、例年各区 1,000 円ずつ、全体で 5 口、 50,000 円の協力をしており、令和 4 年度も同様に各区 1,000 円ずつ協力いただきたくよ

ろしくお願いする。

なお、これらの協賛金1区あたり3,000円については、本会議終了後に会場の後方で受付させていただく他、くらし人権課窓口でも受け付けさせていただく。また、振込みでの納入も受け付けたい。記載の振込口座を確認の上、ご都合の良い方法で、対応いただきたい。

## 区長会長

議題8「区長会会費の納入及び協賛金の協力のお願いについて」、質問はあるか。

区長

区長になって2年目になるが、区長さん方の顔が全然わからず、1年間終了してしまった。町内会の方も、2年越しで行っているものの、交流会等も開けず1年目は終わってしまった。

区長会交流会が流れてしまったが、今年度、どこかで開催していただきたいと思うがいかがか。

私事ではあるが、昨日会社の歓迎会を、外でバーベキューを企画し、ノンアルコールで開催した。結構社員が参加した。新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、実施できないことも多くあるが、やり方を工夫すればと考えるため、なんとか実現させて欲しい。

くらし人権課

交流会については、4月は延期とさせていただいているが、何らかこの1年間の中で 開催できればと考えている。今後、幹事のみなさまとご相談し、区長会議でみなさまに も諮りたいと考えているため、何卒よろしくお願いする。

区長会長

交流会それから先ほど話が出た研修会についても、どんどん予定していくため、このようなご時世ではあるが、何卒みなさまのご理解、ご協力をお願いする。

その他質問はあるか。

区長

質問なし。

### 【配布資料】

**区長会事務局** 次第には、6点記載してあるが、そのうち4点を事前送付し、本日机上に2点配付している。

最初に配付1点目であるが、核融合科学研究所から書面を預かっているので、配付させていただいている。

例年、核融合科学研究所の活動や研究計画について市民説明会を開催しているが、昨 今の新型コロナウイルス感染症の状況等から、9月中旬以降に滝呂校区で1回、市域全 体で1回の2会場で開催する予定で調整されているとのことである。

資料裏面には一昨年前の開催状況を記載しているため、参考にしていただきたい。

今年度の詳細な開催日程については、8月開催の第3回区長会議でお知らせする予定。 詳細なご案内については、しばらく時間をいただきたい。

続いて2点目であるが、令和4年度市民野球祭のご案内をさせていただく。例年各区の軟式野球チームが参加し、大会を行っているとの情報提供があった。既に区の体育委員長にはお知らせされているが、区長にもぜひお知らせしたいとのことである。今年度は10月に開催する予定で準備が進められているため、ご紹介する。

続いて3点目であるが、A3の一覧を確認いただきたい。市役所各課が所管する各種委員会に区長会を代表して委員を選出して欲しいとの申し出があり、それを受け、幹事区長の方に委員となり、各種事業に参加いただくようお願いしているため、何卒よろしくご承知おきいただきたい。

続いて4点目である。市政協力業務委託契約金については、去る、令和4年6月6日

(月) に既にご指定の区の口座に振込みさせていただいた。当該契約に係る契約書のうち、各区で保管いただくものについて、本日机上に配付しているため、大切に保管いただくようお願いしたい。

続いて5点目である。防犯協会から、帽子、ジャンバー、ベストを1点ずつお預かり している。地域の防犯活動で使用いただきたく、茶色の袋に入れ配付しているため、活 用いただきたい。

最後に、6点目である。多治見自警団に関する資料を配付している。

第 13 区区長が、多治見自警団の団長をしており、地域での見回りパトロール等も行っていただいている。そこで、この場で第 13 区区長から自警団の活動内容について紹介いただくこととする。

#### 第 13 区区長

説明の場をいただき感謝する。せっかく区長会議に出席しているため、みなさま方に 自警団について知っていただきたいと思い昨年度からお願いし説明させていただいてい る。

多治見自警団は、平成 17 年 9 月に発足し、17 年目となる。団員数は当初 280 名あったが、最近は 461 名で各地域の事業所の付近の家々の通りを夜 9 時から 10 時にかけて 3 人 1 組で巡回している。

それが主たる仕事であり、我々は「自分たちで自分たちのまちを守っていこう」ということで活動している。

いままで、いろいろな活動を行ってきた。基本は巡回パトロールであるが、市内 12 コースを夜に回っているため、みなさま顔を見た際には、「ご苦労さま」と声をかけていただけるとありがたい。

いままで、地域の危険箇所の改善として自分たちで側溝を埋めてしまったり、市からも材料を支給していただいたりしているが、東京の大学の先生からも「すごい」とお褒めの言葉をいただいたこともある。

平成20年から飲料水の備蓄を始めていて、多治見市と防災協定を締結している。

たまたま団員の知り合いが陸前高田市にいて、震災後に視察にいったわけですが、延べ100名くらいが視察にいった。視察に行き、何かできないかということで、それも団員の提案で、1口1万円のひろた基金をつくり、毎年、海産物の購入をしている。そこで、注目していただきたいのは、最初の年はわかめであった。次の年はホタテ、その次の年は牡蠣ということで、つまり牡蠣ができるまでには3年かかるということである。その後、平成28年度からは、海産物の詰め合わせをお願いし、昨年度は500口くらいの協賛をいただいたところである。今年も募集するので、みなさまにも是非ご案内したい。本当に美味しい海産物が食べられる。

また、災害時には一時避難所として事業用の建屋や用地を提供しているし、エコストーブの作成も行っている。消防団を始め、警察、消防と協力し合いながら 150 器作成し、団員のところに配備している。

それから最後になるが、巡回コースの整備として、これは勝手にやって市に注意されてしまったが、駅前地下道を清掃し、「やくならマグカップも」のポスターを掲示した。こういった活動が認められ、平成24年度に、内閣総理大臣表彰をいただいたところである。

このように各地域を基本的には夜9時から10時の間に3人1組で27名が多治見市中を見回っているということを知っていただきたい。ここまで続けてこられたのは、一人概ね1か月に1回程度であるからだと考えている。明日も、回らなければではないので、

続いているのではないかと思う。もし、参加したいという方があれば、募集しているのでお声かけいただきたい。ご静聴に感謝申し上げる。

区長会長

配付資料の説明にあわせて、多治見自警団から説明をいただいた。多治見自警団が日頃から行ってくださっている各地域におけるさまざまな活動は、本当にありがたいと思う。この場を借りて感謝申し上げる。

ここまでの件について質問はないか。

区長

防犯協会のジャンパーについて伺いたいが、私の区で活動が伝わっていないのか、前任の区長から防犯協会のジャンパーと引き継いだということはない。このジャンパーはどういったタイミングで、具体的にどういうような場面で着るような考えで配付されているのか教えていただきたい。

くらし人権課

4月にもジャンパーを2着配付させていただいている。それらについては、交通安全協会から提供され、地域の活動で利用していただく目的で5年をかけてあわせて10着配付する計画で配付されたものである。

一方、今回は配付したものは、防犯協会が毎年少しずつくださっており、今回 50 着揃ったため、全 50 区に 1 セットずつ配付したものである。定期的に配付されるものではない。

今回1着ずつ配付しているが、区長さんは、地域で立ち番をしていただくなどの活動をされていると伺っているため、地域の活動の際に活用いただければと考えており、特にこの活動の場合しか使えないというものではない。

区長

そのような趣旨であれば、活動の際に使用したいと思うが、同じようなジャンパーがあるので、防災とか、他のところに配ってもらってはどうかと思う。

くらし人権課

逆にもう少し欲しいという区もあるかと思うので、適宜こちらで調整をはかり、欲しいというところへ譲りたいと思う。したがって、もし、もらっても困るという方があれば、事務局まで返却いただきたい。

区長会長

私の区では、いただいたジャンパーなどを区の行事などで使用するようにしている。 何か決まったことにしか使えないというものではない。着用することによってかなり目立つため、いろいろな場面で活用いただければと思う。

他に質問はあるか。

区長

質問なし。

## 【お知らせ】

区長会事務局

今後の区長会関係の会議日程をお知らせする。

第3回区長会議であるが、8月20日(土)午前9時30分から、産業文化センター5階大ホールで開催する。会場の都合上、午前9時開場となるため、何卒ご了承いただくようお願いする。

また、駐車場については、本庁舎前駐車場に駐車いただくようお願いする。

なお、次回第3回区長会総務会については、8月3日(水)午前9時30分から、市役 所本庁舎2回大会議室で開催を予定している。

後日改めて開催通知をお送りするため、あわせてご予定願う。

また、本日、ロビーにて先ほどご紹介させていただいた防犯カメラの設置事業者のパンフレットを配置しているが、その他、多治見市市民活動交流支援センター「ぽると」が主催する防災講座が、9月11日(日)に地球村で開催される。そちらのチラシも配置

しているため、興味のある方はお持ち帰りいただきたい。

また、根本校区から、催事開催案内チラシの提供もいただいているため、そちらもロビーに配置しているため、お帰りの際にお持ち帰りいただければと思い、あわせてご案内する。

区長会長 区長会事務局から、第3回区長会議の開催日程について、8月20日(土)午前9時30分からとご案内があった。お間違えのないようご参加いただきたい。

何か質問等はあるか。

**区長** 質問なし。

**区長会長** 予定された議事は終了したが、全体で意見・質問等あるか。

区長 特になし。

**区長会長** これをもって第1回区長会義を終了する。